（マネジメントレビューに用いる情報）

第十九条　原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。

一　内部監査の結果

二　組織の外部の者の意見

三　プロセスの運用状況

四　使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果

五　品質目標の達成状況

六　健全な安全文化の育成及び維持の状況

七　関係法令の遵守状況

八　不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況

九　従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置

十　品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更

十一　部門又は要員からの改善のための提案

十二　資源の妥当性

十三　保安活動の改善のために講じた措置の実効性

（マネジメントレビューの結果を受けて行う措置）

第二十条　原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。

一　品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善

二　個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善

三　品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源

四　健全な安全文化の育成及び維持に関する改善

五　関係法令の遵守に関する改善

2　原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。

3　原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。

第四章　資源の管理

（資源の確保）

第二十一条　原子力事業者等は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。

一　要員

二　個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系

三　作業環境

四　その他必要な資源

（要員の力量の確保及び教育訓練）

第二十二条　原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てなければならない。

2　原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。

一　要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。

二　要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。

三　前号の措置の実効性を評価すること。

四　要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。

イ　品質目標の達成に向けた自らの貢献

ロ　品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献

ハ　原子力の安全に対する当該個別業務の重要性

五　要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。

第五章　個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

（個別業務に必要なプロセスの計画）

第二十三条　原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。

2　原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。

3　原子力事業者等は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

一　個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果

二　機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項

三　機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源

四　使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）

五　個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録

4　原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。

（個別業務等要求事項として明確にすべき事項）

第二十四条　原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。

一　組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項

二　関係法令

三　前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項

（個別業務等要求事項の審査）

第二十五条　原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。

2　原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　当該個別業務等要求事項が定められていること。

二　当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。

三　原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。

3　原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

4　原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。

（組織の外部の者との情報の伝達等）

第二十六条　原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。